

● テーマ：使用済み製品対策/EPR

## E-Waste 政策におけるリサイクル料金 明示化議論～Visible Fee を巡って —カナダ編—

大沼 洋子

### 1. はじめに

現在、日本では小型家電のリサイクル制度に関する検討が進められており、検討結果によっては、家電リサイクル法とは別の法制度等が策定される可能性もある。一方、海外に目を転じると、大型・小型の区別なく、対象品目を全電気電子機器に広げられる WEEE 型の政策アプローチを採用するケースが多い。

ただし EU の WEEE 指令のように、直接規制によって対象品目や費用負担方法を予め政府が定めるのではなく、北米、特にカナダでは関連法で関係業界にプロダクト・スチュワードシップ・プランを策定する義務を課し、その中で関係業界が対象品目や費用負担方法を自ら決めて運用するという、緩やかな枠組規制によって E-Waste 政策を実施している例もある。今回はカナダの E-Waste 政策を取り上げる。

### 2. カナダ方式：製品購入時徴収（前払）の採用

現在、カナダでは 13 州中 5 州で E-Waste または関連リサイクル法により電気電子機器のリサイクルを規定する法律が制定されている。多くの場合、生産者（Producer：州内で当該製品の製造・販売を行う製造、流通、販売業者が該当）にプロダクト・スチュワードシップ・プランの策定を義務付け、同法に基づき、生産者が生産者責任機構（PRO：Producer Responsibility Organization）を立ち上げ、回収・処理体制を構築するケースが多い。

カナダ型の E-Waste リサイクルスキームに見られる特徴としては、料金徴収に「製品購入時徴収（前払）方式」を採用していることが挙げられる。予め対象製品毎に「Eco Fee」または「Environmental Handling Fee

（環境処理料金）」といった料金が設定され、新製品販売時に消費者から徴収される。

このカナダの料金徴収方式は、日本の家電リサイクル法（後払方式）と同様に、Visible Fee（リサイクル料金の明示化）を採用している例であり、EU の WEEE（製品価格内部化）とは大きく異なる。

### 3. Visible Fee 導入のメリデメ

環境経済学には外部性の内部化という理論が広く用いられており、これによって環境問題は市場原理の中で解決できると考える。EU の WEEE 指令のように、製品価格にリサイクル料金を内部化することによって、各メーカーは製品の廃棄段階を含めた総費用を把握し、費用に関する説明責任を有するとともに、市場競争を通じて環境配慮設計や経済合理性の追求等の取組みが推進されることが期待される。

一方、Visible Fee を採用した費用徴収方法では、リサイクルにかかる費用については消費者に支払行為が移行するため、同様の政策的効果は期待されないと指摘される。このことから理論上、EPR や IPR を推進させるためには、リサイクル費用は製品価格に内部化することが望ましいと考えられる<sup>1</sup>。

ではなぜカナダは Visible Fee による前払方式を選んだのだろうか。Bury [2010]<sup>2</sup>によれば、「生産者や販売業者にとって Visible Fee の導入は同カテゴリーの製品に一律の料金を課す、つまり税金と同様に消費者に費用負担を求めることを可能とする方式」であり、「生産者は PRO の一員として他社と同一の料金を課す方が、個々に IPR の責任を果たすよりもより好ましいと考えている」と指摘する。プロダクト・スチュワ

<sup>1</sup> Bury [2010] „Policy Forum:Should Producer Responsibility Programs use Eco-Fee-Included Pricing?”  
[http://www.productpolicy.org/ppi/attachments/Duncan-Bury\\_Eco-fees\\_CTJ\\_2011.pdf](http://www.productpolicy.org/ppi/attachments/Duncan-Bury_Eco-fees_CTJ_2011.pdf)

本論文では、製品価格内部化は各生産者が処理費用を柔軟に設定することを可能とし、またそれに基づく PRO の運営を各社の本社がより真剣に検討する機会を与え、環境配慮設計や環境パフォーマンスに関する説明責任を個別に負う事から、EPR 政策の目的を達成するためには有効と指摘している。

<sup>2</sup> 上記 1 と同様。

図 カナダ・ブリティッシュコロンビア州の E-Waste 回収対象品目及び処理料金

スキーム開始日・ 実施団体	対象品目	料金内訳 (\$1≒86円換算)	費用徴収方法
<b>Phase 1</b> (2007/8/1～)  	・テレビ、PC モニター(29 インチ以下)	\$9.00(≒779 円)	製品購入時 徴収(前払)
	・テレビ、PC モニター(30 インチ以上)	\$31.75(≒2747 円)	
	・PC 周辺機器(マウス、キーボード等)	\$0.90(≒78 円)	
	・ノート PC、携帯型 PC	\$1.20(≒104 円)	
	・デスクトップ PC	\$5.50(≒476 円)	
	・デスクトッププリンター、スキャナー、FAX	\$6.50(≒563 円)	
<b>Phase 2</b> (2010/7/1～)  	・携帯型オーディオ・ビデオレコーダー	\$0.40(≒34 円)	製品購入時 徴収(前払)
	・カーオーディオ・ビデオ部品等	\$2.75(≒236 円)	
	・家庭用オーディオ・ビデオレコーダー	\$3.50(≒301 円)	
	・ホームシアターセット	\$6.00(≒516 円)	
	・携帯電話	なし	価格内部化 価格内部化
	・Phase2 対象製品に使用される全電池 (重量 5kg 未満の全ての家庭用電池)	なし	
<b>Phase 3</b> (2011/7/1～)  CESA(Canadian Electrical Stewardship Association)  	・タイマー	\$0.75(≒65 円)	製品購入時 徴収(前払)
	・アイロン	\$1.25(≒109 円)	
	・携帯型掃除機	\$1.25(≒109 円)	
	・空気清浄機	\$3.25(≒281 円)	
	・体重計	\$4.00(≒346 円)	
	・室内掃除機	\$7.50(≒648 円)	
	・台所用電子レンジ	\$14.00(≒1211 円)	
	・Phase3 対象製品に使用される全電池 (重量 5kg 未満の全ての家庭用電池)	なし	価格内部化
<b>Phase 4</b> (2012/7/1～)	・大型電気電子機器	未定	未定
	・電気・電子工具		
未定	・医療機器	未定	未定
	・自動販売機		
	・照明器具		
	・玩具、レジャー用機器		
	・監視・制御装置		
未定	・IT・通信機器	未定	未定
	・Phase4 対象製品に使用される全電池		

#### 4. 日本へのインプリケーション

ードシップ・プランを策定する主体が生産者（PRO）にある以上、Visible Fee を用いた費用徴収方法は関係業界にとってより現実的な選択肢といえるであろう。

カナダ・ブリティッシュコロンビア州では 2007 年から E-Waste を段階的に回収・処理するスキームを実施しており、昨年 7 月より回収対象品目に小型家電が

加わった。これはカナダ初の事例であり今後の動向に注目したいが、それとともに注目される点は徴収額の低さである(図参照)。日本で同様のスキームを検討した場合、どの程度の料金徴収が必要となるのだろうか。

これまで国内で E-Waste 政策に「製品購入時徴収(前払)方式」の導入を検討するという議論を行うと、業界から必ず、消費者から受取った預かり金に通常の利益と同等の税金がかかり内部留保が不可能、あるいは排出時にかかるリサイクルコストが予測できず、過不足分の精算ができないため反対する、という定形化された反対論が唱えられてきた。これは本当に正しい反論なのだろうか。

どの国のスキームも関係者の役割や費用徴収方法、達成目標の立て方は異なるため、異なる国の EPR スキームを相互に比較しその優劣を評価することは非常に難しい。ただしカナダ各州が実施している E-Waste 政策に関するプロダクト・スチュワードシップ・プランは EU とは異なる EPR の考え方を取り入れており、Visible Fee を用いた製品購入時徴収(前払)方式を採用した経緯や回収方法などは日本の小型家電のリサイクル制度のあり方にとっても参考になる点が多いと思われる。

- **PRO**: 少なくとも自主的な取り組みであるならば、事業者自らが対応可能な方策を選択するのが現実的。前払い式のビジブルフィーには、その意味合いが強いと思われる。
- ✕ **CON**: EPR の基本が処理費の価格内部化であるならば、ビジブルフィーはどう評価されるべきかは、改めて論じる必要があるのではないだろうか。